

## 呉地域オープンカレッジネットワーク会議 学生の夢実現プロジェクト助成金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、呉地域オープンカレッジネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）に所属する高等教育機関の学生が取り組む地域活性化に向けた自主的かつ独創的なプロジェクト（以下「学生の夢実現プロジェクト」という。）の実現を支援するための助成について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、学生が自主的に企画・提案し、学生が所属する学校の推薦を受けた呉地域を活性化させるプロジェクトで、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 斬新、独創的なアイデア等が盛り込まれたプロジェクトであること。
- (2) 地域とのつながりを深めるプロジェクトであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は特定の営利目的で実施されるもの
- (2) その他ネットワーク会議会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めるもの

### (助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、学生で構成される団体で、次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) ネットワーク会議に所属する高等教育機関の学生又は当該学生が所属する団体（ゼミ・サークル等）であり、指導する教員が就くこと。
- (2) 団体の構成員が3人以上であること。
- (3) 団体の構成員の1人以上が、呉地域（呉市、坂町及び大崎上島町をいう。以下同じ。）の高等教育機関に通学している、又は呉地域に在住していること。
- (4) 同一の学生が複数の事業提案に参加していないこと。

### (助成区分)

第4条 助成区分は、次のとおりとする。

- (1) A部門 助成金額30万円以上100万円以下のプロジェクトをいう。
- (2) B部門 助成金額10万円以上30万円未満のプロジェクトをいう。

### (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象事業の遂行に必要な消耗品費、謝金、印刷製本費、使用料、賃借料、旅費及び備品購入費等の活動費とする。ただし、人件費、食糧費は助成対象外とする。なお、旅費及び備品購入費のみの申請も助成対象外とする。
- (2) その他会長が適当であると認める経費

(助成金額)

第6条 第4条のA部門については1件につき100万円以下、B部門については1件につき30万円未満とし、助成対象事業の遂行に必要であると認められる経費を、予算の範囲内で助成する。

2 複数年にまたがるプロジェクトについても単年度ごとの事業に区分し、当該年度の予算の範囲内で助成の対象とすることができるものとする。

(募集及び選考)

第7条 学生の夢実現プロジェクトの募集は、年1回とし、申込みをしようとする者は、所定の期間内に学生の夢実現プロジェクト助成金申込書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。なお、1校につき最大3件までの提案とする。

2 会長は、前項の規定による申込みがあった事業については、書類選考により1次審査を実施し、その結果を学生の夢実現プロジェクト助成1次選考通知書(様式第2号)により申込者に通知する。ただし、申込件数によっては1次審査を行わない場合もある。

3 会長は、プレゼンテーションによる2次審査を実施し、助成を決定し、審査結果を学生の夢実現プロジェクト助成2次選考通知書(様式第3号)により申込者に通知するとともに、呉市ホームページ等で公開する。

(交付申請及び決定)

第8条 助成の決定を受けた者は、学生の夢実現プロジェクト助成金交付申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、交付すべきであると認めたときは、助成金の交付を決定し、学生の夢実現プロジェクト助成金交付決定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該助成対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、学生の夢実現プロジェクト助成事業計画変更承認申請書(様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を行ったときは、助成金の交付決定の変更又は取消しを学生の夢実現プロジェクト助成事業計画変更決定通知書(様式第7号)により、変更申請者に通知するものとする。

(実績の報告等)

第10条 助成金の交付決定者は、当該助成対象事業が完了したときは、速やかに学生の夢実現プロジェクト実績報告書(様式第8号。以下「報告書」という。)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

2 助成金の交付決定者は、会長が定める所定の日々の報告会に参加しなければならない。

3 会長は、当該助成対象事業の成果を申請者の承諾を得て、公表できるものとする。

(額の確定及び交付等)

- 第11条 会長は、報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、交付するものとする。
- 2 助成金の交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、学生の夢実現プロジェクト助成金（概算払・前金払）交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金を概算払又は前金払により交付することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

改 正

平成30年4月1日

令和元年5月16日

令和4年4月1日

令和6年4月19日